

[6] 一宮市医療法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「医療法」において、市は、専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準について条例を定めることとしています。

「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
専属薬剤師の 設置基準	医師が常時 3 人以上勤務する 診療所には、専属の薬剤師を置 かなければならない。	愛知県と同じ ※医療法施行規則第 6 条の 6 で 定める基準と同じです。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日